

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の 発電用原子炉施設保安規定及び設計及び工事の計画の審査状況について (2回目)

令和2年9月23日
原子力規制庁

1. 前回の委員会での議論

前回の委員会（令和2年度第20回原子力規制委員会）で、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所の審査状況の報告を行ったところ、発電用原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める7つの約束等¹について、伴委員から「安全上重要な事項の決定に関する特にそのプロセスをタイムリーに公開していく」べき等の指摘があった。

2. 保安規定の審査状況について

伴委員の指摘については、8月27日の第891回審査会合において東京電力に伝達し、9月17日の第899回審査会合において東京電力の回答を確認し、審査チームとして指摘に対して十分な回答であると判断したので、別紙により、東京電力の回答の概要を説明する。

3. 設工認の審査状況について

前回の委員会時に未提出であった中央制御室下部における消火設備の計算書については8月31日に提出され、論点がないことを確認した。

4. 今後の予定について

今後、設工認及び保安規定のそれぞれについて、これまでの審査を踏まえて補正がなされる予定であり、それを受け審査結果を取りまとめ、原子力規制委員会行政文書管理要領に基づく専決処理にて処分を行う予定である。

¹ 新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可（平成29年12月27日許可）の際に、技術的能力の審査の一環として行った原子炉設置者としての適格性の審査の過程において、東京電力が示した回答文書（「本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」（2017年8月25日東京電力ホールディングス株式会社））、委員会（平成29年度第33回原子力規制委員会）での議論等において確約した取組のことをいう。